

子育てサロン事業助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、子育て中の家族が地域社会の中で安心して暮らせるまちづくり推進のため、自治会等が行なう子育てサロン事業に要する経費に対し、予算の範囲内において助成することを目的とする。

（運営主体者）

第2条 運営主体者は、自治会、学区社会福祉協議会、または自治会組織に所属する保護者、地域住民等のグループとする。ただし、複数の自治会等が連合しての実施も可能とする。

（助成の対象）

第3条 助成の対象となる事業は、当活動をととして子育て中の家族が地域とのつながりが広がるよう、次のいずれかを実施するものとする。

- （1）子育てに関わる相談
- （2）福祉保健などの情報提供
- （3）レクリエーション

（開催場所）

第4条 開催場所は、自治会館、公民館など参加者が気軽に集まれる場所とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、事業開催月数に2,500円を乗じた額と下表の額を合算した額とする。

1年間の参加者数(参加対象者のみとする。)に応じた加算額	
500人未満	0円
500人以上750人未満	10,000円
750人以上1,000人未満	20,000円
1,000人以上1,500人未満	30,000円
1,500人以上2,000人未満	40,000円
2,000人以上	50,000円

（交付申請兼請求）

第6条 助成金の交付を希望する運営主体者は、原則として毎年5月末日までに交付

申請書兼請求書(別記様式第1号)を各学区社会福祉協議会を経由して市社会福祉協議会に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市社会福祉協議会は、前条の規定により提出された書類の内容を審査のうえ助成金交付の可否を決定し、交付決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(交付)

第8条 助成金は、概算払いにより交付するものとする。

(実績報告)

第9条 助成金交付の決定を受けた運営主体者は、事業終了後または翌年の3月20日までに実績報告書(別記様式第3号)を各学区社会福祉協議会を経由して市社会福祉協議会に提出しなければならない。

(助成金の確定・精算)

第10条 市社会福祉協議会は、前条の規定により提出された書類の審査を行い、助成内容の要件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

2 助成金の額の確定に伴い、交付済額の精算をおこなう。

(その他)

第11条 運営主体者は、開催中の事故等に備え、責任を持って保険に加入するものとする。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。